



持続可能な社会の実現のために —Society 5.0の実現を通じたSDGsの達成—

一般社団法人日本経済団体連合会 SDGs本部長

は せ が わ と も こ
長谷川 知子



1. はじめに

経団連では、2017年11月に会員企業の行動原則である「企業行動憲章」を改定した。新たな憲章では、「Society 5.0の実現を通じたSDGsの達成」という新たなコンセプトが強く打ち出されている。この言葉を初めて見た方には、やや難解に見えるかもしれない。ただし、この考え方には、企業が本気で持続可能な社会の実現を牽引する、という強いメッセージを込めている。本稿では、企業行動憲章の改定の背景を踏まえながら、このコンセプトの意味や、経団連のSDGs達成に向けた様々な取組みについて紹介する。

2. 企業行動憲章とは

経団連の「企業行動憲章」とは、経団連会員企業としての行動原則を示したものであり、現在は10の条文から成り立っている。その源流をさかのぼると、1973年に行われた経団連総会における企業の社会的責任に関する決議にある。当時はオイルショックを契機として、企業が社会に対して果たすべき役割が強く認識された時期であり、経済界としての対応が強く求められていた。

その後、企業不祥事や反社会的勢力との関係、環境問題など社会から企業に対する信頼を損ねる様々な事態が相次いだため、経団連としても重く受け止め、「企業行動の総点検」を会員企業に要請すべく、1991年に会員企業が遵守すべき行動原則である「企業行動憲章」を制定した。そのため、当初の企業行動憲章は、企業が社会に対して最低限果たすべき内容が中心であった。

3. 新憲章の改定の背景

そうした中、近年のグローバル化、IT技術の発達によるデジタル化の進展により、ヒトやモノ、カネ、コトなどが国境を越えて活発かつ瞬時に動くなど、経済社会の景色が大きく変化している。以前は、世界の経済成長率に占める割合は一部の先進国のみであったが、今では各地で目覚ましい発展を遂げる国が増えている。また最近では、AIやビッグデータ、ロボットなど、これまでの常識を覆すような革新技術が次々と開発され、大幅な生産性の向上とともに、世界規模での経済発展が期待される。

一方、こうした社会の発展にも関わらず、少子高齢化や気候変動・環境問題など、複雑かつ多様な社会的課題は、我々の前に厳然として存在している。また、これらの社会的課題は、相互に関連し、より深刻化してしまう可能性もはらんでいる。その典型例が、2009年のリーマンショック、世界金融危機である。一つの経済・金融の変動が、国家の債務危機、国民の間の格差是正への対応の遅れ、難民問題、そしてBrexitなど反グローバリズムや保護主義の台頭につながっていったと考えられる。即ち、国内外の社会的課題を放置すれば、社会の持続可能な発展の基盤となる、自由で開かれた国際経済秩序の維持・発展を脅かすものとして、我々自身に返ってくる可能性がある。

4. 国際社会からの様々な課題解決の期待

このような状況に対して、企業・経済界はどのように取り組むべきだろうか。これまでのような社会に対して最低限果たすべき行動をとるだけで十分なのであろうか。

国際社会では、2011年に国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則（国連人権理事会）」が採択され、国だけでなく企業にも人権を尊重する責任があることを示した。また、COP21で採択された「パリ協定」では、気候変動問題に対して、官民で取り組むことが重要視されている。

さらに、2015年、国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、国際社会が達成すべき統一目標「SDGs」が定められた。このアジェンダでは、



図1. 新憲章改定の背景



人類の繁栄には、SDGsで示された社会、経済、環境面のあらゆる社会的課題を包括的かつ同時に達成することが求められている。またその達成に向けて、民間セクターには創造性とイノベーションの発揮が期待されている。

5. 未来社会「Society 5.0」とSDGs

そこで、経団連では、AIやIoT、ロボットなどの革新技術を最大限活用することにより実現する未来社会「Society 5.0^{*1}」を提案する。「Society 5.0」とは、最先端技術をあらゆる産業や社会に取り入れることにより、持続的な経済成長と、健康・医療、農業・食料、環境・気候変動、エネルギー、安全・防災、人とジェンダーの平等などの様々な社会的課題が解決される新しい未来社会のコンセプトである。このような社会では、必要の人、必要なモノ・サービスが、必要なだけ届けられ、国や人種、年齢、性別を超えて誰もが快適な暮らしを送ることができる。

これは決して、AIやロボットに支配され、監視されるような未来ではなく、一部の先進国だけが成果を享受するような社会でもない。世界のあらゆるところで実現でき、全ての人が尊重され活き活きと暮らせる新たな人間中心の社会である。

「まさにSociety 5.0はSDGsの理念と軌を一にする。」即ち、「Society 5.0の実現を通じたSDGsの達成」が、経団連が将来に向けて出した「民間企業が社会で果たすべき役割」の答えとなっている。経団連では、これを提案するだけでなく、自らが本気で取り組むことを示すため、これまでの「企業行

動憲章」を大幅に刷新するとともに、その改定の柱とした。

6. その他の取組み 一人権の尊重

SDGsという包括的な課題を解決するためには、従来の企業の社会的責任として考えられていた企業の自律的で責任ある行動も、より高いレベルで推進する必要がある。それが顕著に示されているのが、今回の改定で憲章の第4条に、人権尊重の条文が新たに追加されたことである。人権の尊重はSDGsの根幹をなすとともに、UNGPの採択など国際的なビジネスと人権に対する課題解決の機運が高まっており、憲章改定の検討時には、経済界としてもこうした動きを見過ごすことはできないという意見が多くあった。今後、人権尊重に向けた実効性の高い取組みを行っていくため、経団連の関連団体であるCBCC（（公社）企業市民社会協議会）等とも連携し、政府をはじめ様々なステークホルダーとの対話を進めていきたい。

7. 企業行動憲章改定後のフォローアップ

憲章改定以降は、新たな憲章の普及、促進に集中的に取り組んでいる。経団連では、企業行動憲章の改定後すぐに、「企業行動憲章シンポジウム」を東京・大阪で開催し、計600名の会員企業代表に対して直接、新たな憲章の主旨を説明し、理解を求めた。

また、2018年3月から5月にかけて、経団連の全会員企業・団体を対象に「第1回企業行動憲章に関するアンケート」を



■図2. Society 5.0を通じたSDGs達成への貢献

*1 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類社会発展の歴史における5番目の新しい社会。



実施し、企業行動憲章と、その精神を実現するための参考資料である「企業行動憲章 実行の手引き」を踏まえた、自社の企業活動について回答を得ている。当アンケートでは、その他、SDGsの推進、人権、情報開示をテーマとした設問項目を設けるとともに、SDGsに向けた自社内での取り組み例について紹介してもらっている。これらは7月に公表したばかりであるため、是非、一度ご覧いただきたい*2。

更に、「Society 5.0の実現を通じたSDGsの達成」を推進するべく、このコンセプトに向かうような第1歩となるイノベーション事例を収集した。この事例集は、SDGsの達成に資する企業の様々なイノベーションが掲載されており、中には革新技術を用いた斬新な方法もある。「Society 5.0」の実現には、革新技術を社会全体で最大限活用することが鍵であるため、個々の事例をSociety 5.0の事例と言い表すことは難しい。しかし、こうした事例同士、またこの事例を見た様々なステークホルダーが新たなアイデアを持ち合い、全く新しいイノベーションが創造されることが期待される。これはSociety 5.0の実現、

SDGsの達成につながっていくであろう。この事例集は、経団連のSDGs特設サイトにて公表されているので、こちらも一度ご覧いただきたい*2。

8. おわりに

SDGsの達成に向けて、経団連が推進するSociety 5.0の実現には、繰り返しになるが、「社会全体で革新技術を最大限活用する」ことが鍵である。つまり、従来のような、事業・企業活動の枠組みの中で進めたとしても実現は難しい。これまで意識的もしくは潜在的につくってしまっていた、見える壁、見えない壁から一歩踏み出し、多様なステークホルダーと連携によって、新たな価値を創造することが求められる。

経団連では、それに向けた経済界の旗振り役だけでなく、自らも積極果敢に進めていきたいと思う。そして日本ITU協会の会員の皆さまをはじめ、本稿をご覧の皆さまと、Society 5.0を実現し、SDGsを達成できることを心から楽しみにしている。

企業行動憲章の改定にあたって —Society 5.0の実現を通じたSDGs（持続可能な開発目標）の達成—

経団連では、かねてより、公正かつ自由な市場経済の下、民主導による豊かで活力ある社会を実現するためには、企業が高い倫理観と責任感をもって行動し、社会から信頼と共感を得る必要があると提唱してきた。そのため、1991年に企業行動憲章を制定し、企業の責任ある行動原則を定めている。

近年、グローバリゼーションが進展し、国境を越えた経済活動が活発に行われる反面、それに伴い生じた様々な変化を背景として、反グローバリズム・保護主義の動きが高まり、自由で開かれた国際経済秩序の維持・発展が脅かされる懸念がある。

一方、国際社会では、「ビジネスと人権に関する指導原則」（2011年）や「パリ協定」（2015年）が採択され、企業にも社会の一員として社会的課題の解決に向けて積極的に取り組むよう促している。また、2015年に国連で、持続可能な社会の実現に向けた国際統一目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、その達成に向けて民間セクターの創造性とイノベーションの発揮が求められている。

そうした中、経団連では、IoTやAI、ロボットなどの革新技術を最大限活用して人々の暮らしや社会全体を最適化した未来社会、Society 5.0*2の実現を目指している。この未来社会では、経済成長と健康・医療、農業・食料、環境・気候変動、エネルギー、安全・防災、人やジェンダーの平等などの社会的課題の解決とが両立し、一人ひとりが快適で活力に満ちた生活ができる社会が実現する。こうした未来の創造は、国連で掲げられたSDGsの理念とも軌を一にするものである。

そこで、今般、経団連では、Society 5.0の実現を通じたSDGsの達成を柱として企業行動憲章を改定する。

会員企業は、持続可能な社会の実現が企業の発展の基盤であることを認識し、広く社会に有用で新たな付加価値および雇用の創造、ESG（環境・社会・ガバナンス）に配慮した経営の推進により、社会的責任への取り組みを進める。また、自社のみならず、グループ企業、サプライチェーンに対しても行動変革を促すとともに、多様な組織との協働を通じて、Society 5.0の実現、SDGsの達成に向けて行動する。

会員企業は、本憲章の精神を遵守し、自主的に実践していくことを宣言する。

*2 <https://www.keidanrensdgs.com/>



企業行動憲章 —持続可能な社会の実現のために—

一般社団法人日本経済団体連合会

1991年9月14日 制定

2017年11月8日 第5回改定

企業は、公正かつ自由な競争の下、社会に有用な付加価値および雇用の創出と自律的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う。そのため企業は、国の内外において次の10原則に基づき、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。

(持続可能な経済成長と社会的課題の解決)

1. イノベーションを通じて社会に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図る。

(公正な事業慣行)

2. 公正かつ自由な競争ならびに適正な取引、責任ある調達を行う。また、政治、行政との健全な関係を保つ。

(公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的対話)

3. 企業情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、企業をとりまく幅広いステークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の向上を図る。

(人権の尊重)

4. すべての人々の人権を尊重する経営を行う。

(消費者・顧客との信頼関係)

5. 消費者・顧客に対して、商品・サービスに関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、満足と信頼を獲得する。

(働き方の改革、職場環境の充実)

6. 従業員の能力を高め、多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を整備する。

(環境問題への取り組み)

7. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する。

(社会参画と発展への貢献)

8. 「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

(危機管理の徹底)

9. 市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、組織的な危機管理を徹底する。

(経営トップの役割と本憲章の徹底)

10. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実効あるガバナンスを構築して社内、グループ企業に周知徹底を図る。あわせてサプライチェーンにも本憲章の精神に基づく行動を促す。また、本憲章の精神に反し社会からの信頼を失うような事態が発生した時には、経営トップが率先して問題解決、原因究明、再発防止等に努め、その責任を果たす。